

令和5年第12回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年12月26日（火）午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（18名）

欠席農業委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 皆様、改めましてこんにちは。それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和5年第12回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が13件、農地法第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が29件、合わせて46件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和5年12月26日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその13朗読】

以上、その1からその13までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。ます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る12月23日に委員と、譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響も特にないと思われま

皆様のご審議のほど、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る12月23日、同じく大沼地区担当委員と現地にて調査を行いました。

また、譲渡人、譲受人とも、同日、現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。双方とも申請内容については間違いのないことでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については特に問題ないと思われま

皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る12月21日に、委員と現地調査を行いました。

また、譲渡人、譲受人とは電話で申請内容について確認し、問題ないことでした。今回回転用による農地周辺への影響については特に問題ないと思われま

皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回、12月23日、委員と、譲渡人が高齢なため代理人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても確認し、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺の農地への影響は特に問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る12月23日に委員と、譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響も特にないと思われま

す。皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る12月23日に委員と、譲渡人、譲受人と立会いの下、現地調査を行いました。双方とも申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響も特にないと思われま

す。皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、12月16日、委員と、譲渡人が電話で、譲受人と現地調査を行いました。今回の転用による周辺農地への影響は特にないと思われま

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 この件に関しまして、去る24日、今月の24日、委員、譲渡人、譲受人の立会いの下、
現地を確認しました。何の問題もありませんでした。

皆様のご審議、お願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その9について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 大信大屋地区担当です。去る23日、委員と調査しました。譲渡人、譲受人に立ち会
っていただき、問題ないということを確認しましたので、皆さんの審議、よろしくお願
いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その10について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る12月23日、委員と譲渡人が高齢のため代理人、譲受人の
立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをし、申請内容に間違いな
いとのこと。今回の申請による周辺農地への影響は特にないと思われ。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その10について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その11について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る12月23日に委員と現地調査を行いました。譲渡人と、譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の申請による周辺農地への影響については特に問題ないと思われ

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その11について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その12について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る12月21日に、委員と、譲渡人、それと譲受人の父である方と現地確認を行いました。双方ともに間違いのないことです。

また、田として耕作されていて、他の農業者への影響については、特に問題ないと思われ

皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その12について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その13について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る12月21日、委員と、譲受人と現地調査を行いました。また、譲渡人は高齢のため、自宅に行って確認、申請内容について問題ないことでした。

今回の移転による周辺農地への影響については特に問題ないと思われ

皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その13について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和5年12月26日提出。会長矢野正則。

以上です。

会長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、10ページをご覧ください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 去る23日に、矢野会長さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人とお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の転用による周辺農地への影響については、問題ないと思われま。

皆様のご審議、よろしく願います。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、15ページをご覧ください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る12月21日に、委員と現地確認、調査を行いました。

また、譲渡人、譲受人、それと行政書士には、22日に電話で確認を取りました。双方ともに問題ないとのこと。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま

す。

皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、20ページをご覧ください。

農地法第5条その3についてご説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

許可基準は第一種農地の許可規定を準用し、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る12月21日に、委員と設定人と現地確認を行いました。

また、被設定人には、22日に電話で確認を行いました。双方ともに間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま

す。

皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、25ページをご覧ください。

農地法第5条その4についてご説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

許可基準は、第一種農地の許可規定を準用し、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る12月22日に、委員と現地調査を行いました。設定人には、12月20日に、電話で申請内容について確認いたしました。被設定人には、12月22日に現地でお会いし、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用について、周辺農地への影響については特に問題ないと思われま

す。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和5年12月26日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 農業委員等に関する法律第31条議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第29号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第29号について、原案のとおり承認いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事 務 局 それでは、事務局より申し上げます。次回総会につきましては、1月31日、水曜日、午後2時よりここ正庁で開催いたします。よろしく願いいたします。

◎閉 会

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、これをもちまして、令和5年第12回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局からもありましたように、本年は無事過ごすことができました。また来年も、皆様の協力をよろしくお願いいたしたいと思います。地域計画等の部分も上がってきますので、念頭に置いていただきたいと思います。

それでは、お体を大切に、また来年お会いしたいと思います。

ありがとうございました。

(午後2時55分)
